

2013年5月14日  
mailニュース  
No.18・通巻293

# 自治労連 都庁職

自治労連都庁職員  
労働組合  
発行人 風間隆行  
TEL 03-5381-0250

## 消費生活相談員裁判、東京高裁でも勝利

……東京都の団交拒否、4度目の断罪……

2012年5月14日  
自治労連都庁職執行委員会

東京高等裁判所第1民事部は4月24日、東京都の消費生活相談員が「5年雇い止め」の撤回を求めて申し入れた団体交渉を都が拒否した事件で、労働組合側勝利の判決を出しました。

この事案は、東京都の消費生活相談員が特別職の地方公務員として雇用され、要綱に基づくと、1年更新とはいえ、長期にわたって働き続けることが可能であり、実際に20年以上働く方が多数いる中で、東京都が5年で雇止めができるよう、要綱を改悪したことに端を発します。

5年雇止め撤廃を求めた公共一般および当該労働者で組織した東京都消費生活相談員ユニオンに対して、東京都は団体交渉拒否あるいは不誠実団交を行い、憲法で認められた労働者の権利を踏みにじりました。

都の不当な態度に対して行った不当労働行為救済申し立てに対して、2010年6月の東京都労働委員会命令、2011年11月の中央労働委員会命令、2012年12月の東京地裁判決に続き、今回の東京高等裁判所判決で、東京都を4度、断罪したことになります。

東京都は、専務的非常勤職員に関する契約更新は管理運営事項であり、交渉の対象とする必要ないと主張していますが、判決は「憲法28条が労働者に団体交渉その他の団体行動をする権利を保障した趣旨が損なわれる」として、都の主張を退けました。

以上を踏まえると東京都がとるべき態度は明白です。これ以上、税金の無駄使いはせず、速やかに司法の判断を尊重し、団体交渉に応ずることではないでしょうか。

5月2日、猪瀬都知事は記者会見で「非常勤職員の制度を見直していきたい。……すごく低い非正規の職員の給与は、東京都から先鞭をつけて、なるべく格差がないような形にしていきたいと思っています」と述べました。すばらしい発言です。ぜひとも実現させていただきたいと考えます。

しかし、知事の発言とは裏腹に、都は非常勤職員の気持ちを逆なでするように、最高裁判所に控訴をしました。社会の規範=お手本を示すべき自治体が、「自分たちは使用者ではない（=非常勤職員は労働者ではない）から、労組法に保障された労働組合との交渉は応ずる必要はない」と主張しているのですから、恥ずかしい限りです。

私たちは引き続きこの裁判を闘い、都の理不尽な態度を正すとともに、非常勤職員の5年雇い止め撤廃、すべての非正規労働者の待遇改善と組織化、さらにこうした状態を生み出している行政の過度なアウトソーシングに反対するために取り組みを強めています。

以上